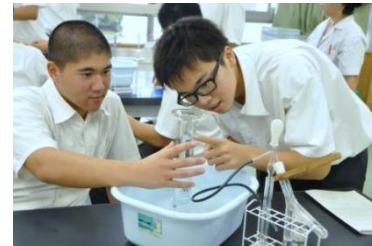


「若い力に かがやく未来を」プロジェクト

～未来を支える若い力を、『企業版ふるさと納税』で応援してください～

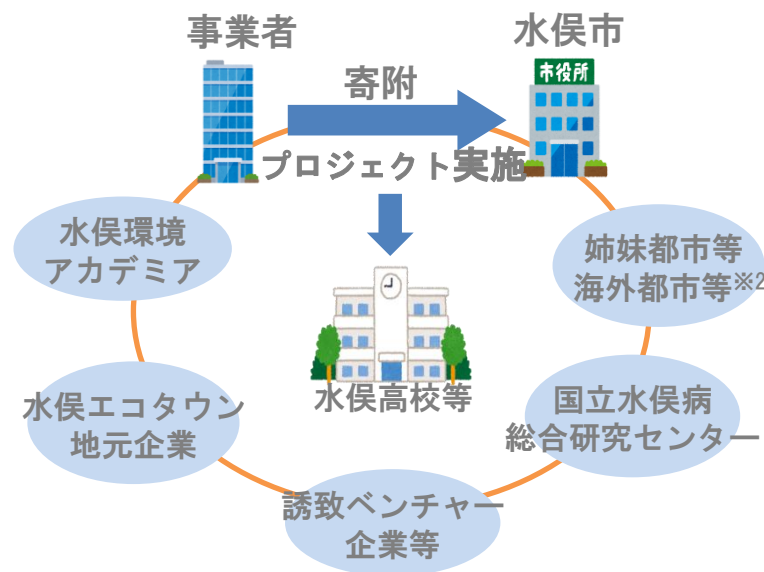


水俣市は「新しい価値の創造」と次代を担う「人」への投資に取り組みます。

急激な人口減少や地球温暖化等、市民の生活や地域、企業の存続を揺るがしかねない、全国規模・地球規模の社会課題が山積している今日、これらの課題を既存の枠組みにとられない新たな視点、手法で解決する、イノベーションの担い手と、担い手が育つ土壌を作ることが求められています。

「若い力に かがやく未来を」プロジェクトでは、地域唯一の高校である水俣高校と連携し、水俣市のこれまでの取り組みで培った広範囲・多分野にわたるネットワークや地元企業の技術等を活かし、生徒たちに最先端の技術や研究と出会う機会や、多様な視点を身につける様々な機会を創出・提供します。これらを通して、地域を支える次世代の育成、新たなしごと、産業の創出につなげます。

「若い力に かがやく未来を」プロジェクト実施イメージ及び概要



① 地球規模問題等解決研究活動事業

地域の環境等をテーマに基礎的な科学研究・調査の手法、視点を身につける事業。調査結果等がどう活用されるかを具体的に学び、研究と課題解決の関連性、あらゆる視点からの課題発見能力とその解決に向かう主体性を培う。

② 地域人財育成事業

高校生が地域の企業やベンチャー等で実際に行われている研究・開発等について講義を受けたり、研究等に参加する。実際の現場や先端の研究開発等に触れ、好奇心を仕事につなげる過程や「仕事」の社会的価値を学ぶ事業。

③ 国際人財育成事業

世界に目を向け、世界から水俣を見る視点を身につけるため、海外都市や留学生等との交流事業を行う。ディスカッション等により、英語力、コミュニケーション能力の向上を図るとともに、多様な価値観、視点、国際社会への理解を深める。

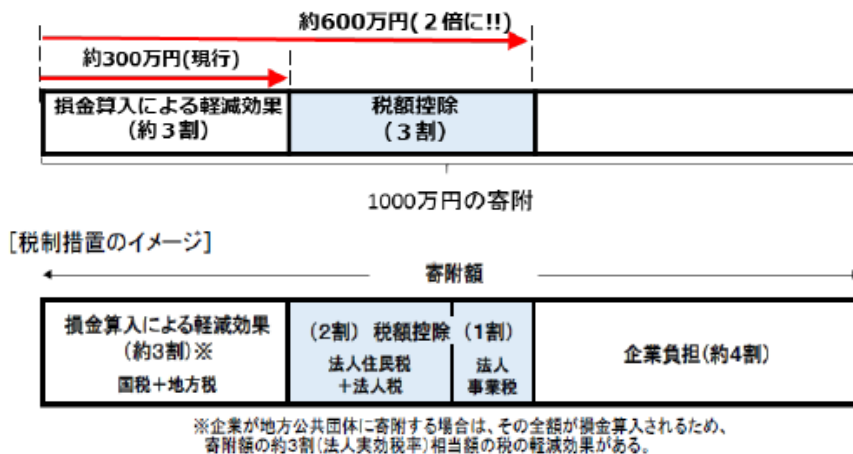
地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)とは

- ・民間企業が地方創生を応援するために創設された税制です。
- ・地方公共団体による地方創生のプロジェクトに対して寄附をした企業に、税額控除の措置がされます。

企業の寄附に係る負担を軽減

⇒税負担の軽減効果を2倍に

例えば、企業が地方公共団体に1,000万円寄附をした場合、現行の制度では、寄附額の約3割(約300万円)の税の軽減効果がありました。地方創生応援税制では、新たに寄附額の3割(300万円)が税額控除され、これまでの2倍の約600万円の税の軽減効果があります。



- ・1回あたり10万円以上の寄附が対象となります。
- ・自社の本社が所在する地方公共団体への寄附については、この税制の対象になりませんのでご注意ください。

寄附などの主な流れ

- ①内閣府が「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」を認定・公表します。
企業がこれを見て「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に対する寄附を検討します。
- ②地方公共団体が認定を受けた「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」を実施し、事業費を確定させます。
- ③企業が、「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に対する寄附の払い込みを行います。
- ④「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」への寄附を受けた地方公共団体が、寄附を行った企業に対して領収書を発行します。
- ⑤企業が、④の領収書に基づき、地方公共団体や税務署に対して地方創生応援税制の適用がある旨を申告し、税制上の優遇措置を受けます。

内閣府地方創生推進事務局発行「地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)活用の手引き」より

【問い合わせ先】

水俣市総合政策部政策推進課政策推進室

〒867-0011 熊本県水俣市陣内1-1-1

TEL:0966-61-1606/FAX:0966-62-0611/E-mail:kikaku@city.minamata.lg.jp

- ※ 水俣市が実施する「若い力にかがやく未来を」プロジェクトは内閣府の認定を受けています。
- ※ 内容の詳細は内閣府の「企業版ふるさと納税ポータルサイト」で確認できます。